行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

G_{21} ＝ 1.000

H_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債の額（平成 14 年度から平成 30 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）（平成 22 年度から平成 30 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

I_{14} ＝ 1.000

I_{15} ＝ 1.098

I_{16} ＝ 1.049

I_{17} ＝ 0.902

I_{18} ＝ 0.885

I_{19} ＝ 0.869

I_{20} ＝ 0.87246

I_{21} ＝ 1.044

I_{22} ＝ 1.049

I_{23} ＝ 1.016

I_{24} ＝ 0.967

I_{25} ＝ 0.984

I_{26} ＝ 0.754

I_{27} ＝ 0.721

I_{28} ＝ 0.0377

I_{29} ＝ 0.0361

I_{30} ＝ 0.03426

J_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備事業債特別分及び旧地域総合整備事業債特別分（平成 11 年度から平成 19 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

K_{11} ＝ 1.000

K_{12} ＝ 1.017

行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

G_{21} ＝ 1.000

H_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債の額（平成 14 年度から平成 29 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）（平成 22 年度から平成 29 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

I_{14} ＝ 1.000

I_{15} ＝ 1.098

I_{16} ＝ 1.066

I_{17} ＝ 0.902

I_{18} ＝ 0.885

I_{19} ＝ 0.869

I_{20} ＝ 1.033

I_{21} ＝ 1.052

I_{22} ＝ 1.049

I_{23} ＝ 1.016

I_{24} ＝ 0.984

I_{25} ＝ 0.803

I_{26} ＝ 0.754

I_{27} ＝ 0.049

I_{28} ＝ 0.0377

I_{29} ＝ 0.0361

J_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備事業債特別分及び旧地域総合整備事業債特別分（平成 11 年度から平成 19 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

K_{11} ＝ 1.000

K_{12} ＝ 0.984